

輪之内町ドライブレコーダー設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安全運転及び犯罪抑止効果が期待されるドライブレコーダーを設置した者に対し、ドライブレコーダー設置事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、安心・安全なまちづくりに向けて、ドライブレコーダーの普及を促進し、もって町民の安全運転意識の向上及び交通事故の減少並びに犯罪の抑止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 自動車に搭載して走行中又は停車中の状況を映像で記録する装置(スマートフォン等を活用したものを除く。)をいう。
- (2) 記録データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声(電磁的記録媒体に記録した情報を含む。)をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(二輪自動車を除く。)をいう。
- (4) 事業用車両 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する、運転免許証を保有している65歳以上の者または運転免許証を取得した日から1年以上経過していない者
- (2) 申請者が使用する車両(車検証の使用欄に申請者の氏名の記載がある車両、または使用者欄に申請者と世帯を一にする者の氏名の記載があつて、申請者が使用する車両。ただし、事業用車両を除く。以下「車両」という。)にドライブレコーダーを新規に設置、またはドライブレコーダーが搭載された車両(新車に限る)を購入した者
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 補助金の交付は、申請者1人につき車両1台分とする。

(補助対象ドライブレコーダー)

第4条 補助金の交付の対象となるドライブレコーダーは、次の要件を満たすものとする。

- (1) エンジンをかけると自動的に録画を開始する常時録画機能を有すること。
- (2) 有効画素数が200万画素以上の常時録画で2時間以上記録(記録時間には、メモリーカード等の保存時間を含む。)できること。

- (3) 記録データの再生がパソコンでできること。
- (4) 令和3年4月1日以降に購入したものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、ドライブレコーダーを新たに購入し、及び設置した自動車ごとに、ドライブレコーダーの設置に必要な購入費及び取付費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1の額とし、限度額を10,000円とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、輪之内町ドライブレコーダー設置事業補助金交付申請書兼事業完了届(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 領収書(ドライブレコーダーの購入日、数量、価格及び申請者または申請者と世帯を一にする者の氏名並びに販売店名が記載されているもの)の写し
- (3) 取扱説明書の写し(ドライブレコーダーの機能がわかるもの)
- (4) ドライブレコーダーが装着された状態で車両を撮影した写真(車両のナンバープレートとドライブレコーダーが一緒に写っているもの1枚、及びドライブレコーダーが装着されている状態を車内から撮影したもの1枚)
- (5) 申請者と車検証の使用者欄に記載のある者が異なる場合、任意保険の加入証書の写し(保険の適用年齢がわかるもの)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び額確定等)

- 第8条 町長は、前条の申請等があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の交付額を決定するものとする。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び補助金の交付額を決定したときは、輪之内町ドライブレコーダー設置事業補助金交付(不交付)決定通知書兼額確定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。
 - 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、申請者に条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

- 第9条 前条に規定する交付決定通知書兼額の確定通知書を受けた交付対象者は、輪之内町ドライブレコーダー設置事業補助金交付請求書(第3号様式)により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに当該交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 10 条 町長は、補助金交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、輪之内町ドライブレコーダー設置事業補助金交付決定取消通知書（第 4 号様式）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(処分制限)

第 12 条 補助金交付を受けたドライブレコーダーは、申請車両に設置後 3 年以上使用しなければならない。ただし、当該車両又は当該機器が使用不能になった場合は、この限りではない。

(申請者の努力義務)

第 13 条 申請者は、本事業の趣旨を十分理解し、装着したドライブレコーダーの記録データを自身の交通事故等の際の立証に利用することはもとより、交通事故原因の究明、犯罪被疑者の検挙など警察の捜査に資する必要がある場合は、積極的に記録データを提供し、警察の捜査に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。